

人 権 方 針

1 人権の尊重

財団は、人権の尊重が重要な「社会的責任」であるとの認識に立ち、その責任を果たすことにより、豊かな地域社会の実現に貢献します。

2 差別の禁止

財団は、国籍、人種、民族、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、社会的身分、身体的特徴、心身における障害の有無、政治上の意見等による差別や人権侵害を行いません。

3 人権を尊重する組織風土の醸成

財団は、あらゆる人権問題を自らの問題としてとらえ、相手の立場に立って物事を考えることを励行し、人権を尊重する組織風土を醸成します。

4 ハラスメントの排除

財団は、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、そして妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は人間の尊厳を傷つける行為であり、これらを含むすべてのハラスメントを職場から排除します。

5 働きやすい職場環境の確立

財団は、職員一人ひとりが互いを共に働く仲間と認識し、各々の能力・意欲を生かし、協力しあえる関係を構築することで働きやすい職場環境を確立します。

6 来館されるお客さま等への人権配慮

財団は、お客さま等に対しても人権を尊重し、人権侵害を行いません。

7 人権啓発研修の実施

財団は、人権課題の解決に向け、職員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、毎年職場内外で実施される人権啓発研修に積極的に参加するなど、あらゆる機会を通じ、幅広い人権啓発に取り組みます。